

## 利益相反防止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本シングルマザー支援協会(以下「当法人」という。)が利益相反の生じる可能性がある場合における事実の開示その他の手続について定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、当法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

### (特別の利益の提供)

第3条 役職員は、助成事業等を行うにあたり、役職員・契約社員・派遣従業員・ボランティアスタッフを含むすべての当法人の事業活動の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。

### (利益相反の防止及び情報公開)

第4条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実の開示その他の当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

### (自己申告)

第5条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に事務局宛に書面で申告するものとする。

(1) 前項に規定する場合のほか、当法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(当法人と業務上の関係にあるほかの団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。

(2) 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局に書面で申告するものとする。

### (定期申告)

第6条 役職員は、毎年10月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局に書面で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第7条 前二条の規定に基づく申告を受けた事務局は、代表理事(又は、代表理事に利益相反

事由がある場合においては監事)と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第8条 第5条又は第6条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、各業務の担当にて管理するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則 この規程は、令和4年1月25日から施行する。(令和4年1月19日社員総会決議)